

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成29年5月12日
【会社名】	萩原電気株式会社
【英訳名】	HAGIWARA ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岩井三津雄
【本店の所在の場所】	名古屋市東区東桜二丁目2番1号
【電話番号】	052(931)3511(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 宮本敬三
【最寄りの連絡場所】	名古屋市東区東桜二丁目2番1号
【電話番号】	052(931)3511(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 宮本敬三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 萩原電気株式会社 東京支店 (東京都港区芝公園二丁目10番1号 住友不動産芝園ビル)

1【提出理由】

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成30年4月1日（予定）を効力発生日として持株会社体制へ移行するため、当社のデバイスビジネスユニット事業を萩原電気デバイス分割準備株式会社に、ソリューションビジネスユニット事業を萩原電気ソリューション分割準備株式会社に、それぞれ会社分割により承継させるため、各分割準備会社との間で各吸収分割に係る吸収分割契約の締結を承認することを決議いたしました。これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	萩原電気デバイス分割準備株式会社	萩原電気ソリューション分割準備株式会社
本店の所在地	愛知県名古屋市中区東桜二丁目2番1号	愛知県名古屋市中区泉二丁目28番23号
代表者の氏名	代表取締役 岩井 三津雄	代表取締役 岩井 三津雄
資本金の額	10百万円	10百万円
純資産の額	10百万円	10百万円
総資産の額	10百万円	10百万円
事業の内容	電子デバイス事業	電子機器事業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

各分割準備会社は、平成29年5月1日設立のため、確定した事業年度はありません。

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

	萩原電気デバイス分割準備株式会社	萩原電気ソリューション分割準備株式会社
大株主の名称	萩原電気株式会社（提出会社）	萩原電気株式会社（提出会社）
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%	100%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

	萩原電気デバイス分割準備株式会社	萩原電気ソリューション分割準備株式会社
資本関係	当社100%出資の子会社であります。	当社100%出資の子会社であります。
人的関係	当社の取締役が、代表取締役を兼任しております。	当社の取締役が、代表取締役を兼任しております。
取引関係	承継会社は事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。	承継会社は事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

2. 当該吸収分割の目的

現在の当社グループを取り巻く環境は、世界規模での業界の垣根を越えた新たなビジネスモデル創出の動きやIoT（Internet of Things：モノのインターネット化）・人工知能（AI）の活用といった新しい技術の台頭など、環境変化が激しい状況となっております。

当社グループは、「創造と挑戦」の経営理念のもと、デバイスからシステムまでエレクトロニクス分野の「ワンストップソリューション・グローバルサプライヤー」を標榜し事業活動をおこなってまいりましたが、このような事業環境の中で今後さらなる成長を実現していくためには、各事業において環境変化への対応力を高めるとともに、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、持株会社体制へ移行することが最適であると判断いたしました。

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、当社100%出資の萩原電気デバイス分割準備株式会社及び萩原電気ソリューション分割準備株式会社をそれぞれ吸収分割承継会社とする分社型吸収分割であります。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

吸収分割承継会社である萩原電気デバイス分割準備株式会社及び萩原電気ソリューション分割準備株式会社は、それぞれ普通株式6,000株を発行し、これをすべて吸収分割会社である当社に割当て交付いたします。

(3) 吸収分割の日程

平成29年4月24日	分割準備会社設立承認取締役会
平成29年5月1日	分割準備会社の設立
平成29年5月12日	吸収分割契約締結承認取締役会
平成29年5月12日	吸収分割契約締結
平成29年6月29日(予定)	吸収分割契約締結承認時株主総会
平成30年4月1日(予定)	吸収分割の効力発生日(持株会社体制への移行)

(4) その他の吸収分割契約の内容

当社と萩原電気デバイス分割準備株式会社及び萩原電気ソリューション分割準備株式会社がそれぞれ平成29年5月12日に締結した吸収分割契約の内容は後記のとおりであります。

4. 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

吸収分割承継会社は、吸収分割会社である当社の100%子会社であり、かつ本件分割は、承継会社が発行する全株式を当社に割当てる分社型吸収分割であることから、当社と各承継会社の間で協議し、割当てる株式数を決定いたしました。

5. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容(平成30年4月1日予定)

商号	萩原電気デバイス分割準備株式会社 (平成30年4月1日付で商号を変更予定)	萩原電気ソリューション分割準備株式会社 (平成30年4月1日付で商号を変更予定)
本店の所在地	愛知県名古屋市中区東桜二丁目2番1号	愛知県名古屋市中区泉二丁目28番23号
代表者の氏名	代表取締役 岩井 三津雄	代表取締役 岩井 三津雄
資本金の額	3億10百万円	3億10百万円
純資産の額	未定	未定
総資産の額	未定	未定
事業の内容	電子デバイス事業	電子機器事業

吸収分割契約書

萩原電気株式会社（以下「甲」という。）及び萩原電気デバイス分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲の営むデバイスビジネスユニット事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

本条に定めるところにより、甲は、吸収分割の方法により、本件効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）をもって、甲の本件事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：萩原電気株式会社

住所：愛知県名古屋市東区東桜二丁目2番1号

（乙）吸収分割承継会社

商号：萩原電気デバイス分割準備株式会社

住所：愛知県名古屋市東区東桜二丁目2番1号

第3条（承継する権利義務）

- 乙が本件吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙1「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の承継について監督官庁その他の関係者の許認可、承諾等を要するものについては、当該許認可、承諾等の取得を条件として、当該権利義務を本件吸収分割に際して承継させる。
- 前項の規定による甲から乙への債務の承継については、併存的債務引受の方法による。但し、甲と乙の間においては、乙が当該承継する債務の全部を負担し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（本件吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件吸収分割に際して普通株式6,000株を発行し、その全てを甲に割当交付する。

第5条（乙の資本金等の額）

本件吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------|-----|
| （1） | 資本金 | 3億円 |
| （2） | 資本準備金 | 0円 |
| （3） | 利益準備金 | 0円 |

第6条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、平成30年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株主総会）

甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）し、本契約及び本件吸収分割に必要な事項につき承認を得るものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件効力発生日以降においても、本件事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わないものとする。

第9条（会社財産の管理等）

1. 甲は、本契約締結後本件効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって本件事業に係る業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務又は本件吸収分割に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときは、あらかじめ乙との間で協議するものとする。
2. 甲及び乙は、甲が萩原電気ソリューション分割準備株式会社（住所：愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号。以下「丙」という。）との間で、甲が営むソリューションビジネスユニット事業に関して有する権利義務の一部を丙に承継させるため、甲を吸収分割会社、丙を吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結し、かかる吸収分割契約に基づき、大要以下の内容の吸収分割を行う予定であることを確認する。

（1）効力発生日	平成30年4月1日
（2）吸収分割に際して交付する金銭等	丙の普通株式6,000株
（3）増加する資本金等の額	資本金 3億円 資本準備金 0円 利益準備金 0円

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後本件効力発生日の前日までの間に、第7条に定める甲又は乙の株主総会の承認が得られない場合、法令に基づき本件吸収分割に必要とされる関係官庁等の承認が得られない場合、天災地変その他の事由により、本件事業若しくは本件事業に関する資産、債務その他の権利義務に重大な変動が生じた場合、又は、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年5月12日

（甲）
愛知県名古屋市東区東桜二丁目2番1号
萩原電気株式会社
代表取締役 岩井 三津雄

（乙）
愛知県名古屋市東区東桜二丁目2番1号
萩原電気デバイス分割準備株式会社
代表取締役 岩井 三津雄

承継対象権利義務明細表

本承継対象権利義務の明細は以下のとおりとする。なお、承継の対象となる資産及び負債については、甲の平成29年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件効力発生日の前日の終了時において本件事業に属する現金及び預金、商品及び製品、仕掛品、前渡金、前払費用、繰延税金資産その他の流動資産。但し、受取手形、売掛金、電子記録債権及び未収入金を除く。

(2) 投資その他の資産

本件効力発生日の前日の終了時において本件事業に属する長期前払費用、関係会社株式及び関係会社出資金（別紙2に記載の関係会社に係る株式及び出資金を含む。）その他の投資その他の資産。

2. 承継する負債

本件効力発生日の前日の終了時において本件事業に属する借入金及び流動負債。但し、支払手形、買掛金、電子記録債務及び未払金を除く。

3. 承継する契約関係（雇用契約を除く）

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約その他本件事業に関する一切の契約で、本件効力発生日の前日の終了時において有効に存続している契約の契約上の地位及びこれらの契約に付随する一切の権利義務。

4. 承継する雇用契約等

本件効力発生日の前日の終了時において、本件事業に属するパート社員、嘱託社員その他全ての従業員（但し、正社員及び契約社員を除く。）に係る一切の雇用契約上の地位及びこれらの契約に付随する一切の権利義務。

5. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録及び届出等のうち法令上承継可能なもの全て。

別紙 2

承継対象となる関係会社株式及び関係会社出資金

甲が保有する以下に記載する会社の株式又は出資金の一切

- ・ Singapore Hagiwara Pte. Ltd.
- ・ Hagiwara America, Inc.
- ・ 萩原電気貿易（上海）有限公司
- ・ 萩原電気韓国株式会社
- ・ 萩原貿易（上海）有限公司
- ・ Hagiwara Electric Europe GmbH
- ・ Hagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd.

吸収分割契約書

萩原電気株式会社（以下「甲」という。）及び萩原電気ソリューション分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲の営むソリューションビジネスユニット事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

本条に定めるところにより、甲は、吸収分割の方法により、本件効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）をもって、甲の本件事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：萩原電気株式会社

住所：愛知県名古屋市東区東桜二丁目2番1号

（乙）吸収分割承継会社

商号：萩原電気ソリューション分割準備株式会社

住所：愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号

第3条（承継する権利義務）

- 乙が本件吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の承継について監督官庁その他の関係者の許認可、承諾等を要するものについては、当該許認可、承諾等の取得を条件として、当該権利義務を本件吸収分割に際して承継させる。
- 前項の規定による甲から乙への債務の承継については、併存的債務引受の方法による。但し、甲と乙の間においては、乙が当該承継する債務の全部を負担し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（本件吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件吸収分割に際して普通株式6,000株を発行し、その全てを甲に割当交付する。

第5条（乙の資本金等の額）

本件吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------|-----|
| （1） | 資本金 | 3億円 |
| （2） | 資本準備金 | 0円 |
| （3） | 利益準備金 | 0円 |

第6条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、平成30年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株主総会）

甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）し、本契約及び本件吸収分割に必要な事項につき承認を得るものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件効力発生日以降においても、本件事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わないものとする。

第9条（会社財産の管理等）

1. 甲は、本契約締結後本件効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって本件事業に係る業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務又は本件吸収分割に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときは、あらかじめ乙との間で協議するものとする。
2. 甲及び乙は、甲が萩原電気デバイス分割準備株式会社（住所：愛知県名古屋市東区東桜二丁目2番1号。以下「丙」という。）との間で、甲が営むデバイスビジネスユニット事業に関して有する権利義務の一部を丙に承継させるため、甲を吸収分割会社、丙を吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結し、かかる吸収分割契約に基づき、大要以下の内容の吸収分割を行う予定であることを確認する。

（1）効力発生日	平成30年4月1日
（2）吸収分割に際して交付する金銭等	丙の普通株式6,000株
（3）増加する資本金等の額	資本金 3億円 資本準備金 0円 利益準備金 0円

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後本件効力発生日の前日までの間に、第7条に定める甲又は乙の株主総会の承認が得られない場合、法令に基づき本件吸収分割に必要とされる関係官庁等の承認が得られない場合、天災地変その他の事由により、本件事業若しくは本件事業に関する資産、債務その他の権利義務に重大な変動が生じた場合、又は、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年5月12日

（甲）
愛知県名古屋市東区東桜二丁目2番1号
萩原電気株式会社
代表取締役 岩井 三津雄

（乙）
愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号
萩原電気ソリューション分割準備株式会社
代表取締役 岩井 三津雄

別紙

承継対象権利義務明細表

本承継対象権利義務の明細は以下のとおりとする。なお、承継の対象となる資産及び負債については、甲の平成29年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件効力発生日の前日の終了時において本件事業に属する現金及び預金、商品及び製品、原材料及び貯蔵品、仕掛品、前渡金、前払費用その他の流動資産。但し、受取手形、売掛金、電子記録債権及び未収入金を除く。

(2) 投資その他の資産

本件効力発生日の前日の終了時において本件事業に属する長期前払費用その他の投資その他の資産。

2. 承継する負債

本件効力発生日の前日の終了時において本件事業に属する借入金及び流動負債。但し、支払手形、買掛金、電子記録債務及び未払金を除く。

3. 承継する契約関係（雇用契約を除く）

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約その他本件事業に関する一切の契約で、本件効力発生日の前日の終了時において有効に存続している契約の契約上の地位及びこれらの契約に付随する一切の権利義務。

4. 承継する雇用契約等

本件効力発生日の前日の終了時において、本件事業に属するパート社員、嘱託社員その他全ての従業員（但し、正社員及び契約社員を除く。）に係る一切の雇用契約上の地位及びこれらの契約に付随する一切の権利義務。

5. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録及び届出等のうち法令上承継可能なもの全て。

以 上